

## 新宿区認証保育所事業実施要綱

(14 新福保第 16 号部長決定)

### (目的)

第 1 条 この要綱は、児童福祉の増進を図るために実施する認証保育所事業について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、認証保育所とは、東京都認証保育所事業実施要綱（平成 13 年 5 月 7 日付け 12 福子推第 1157 号。以下「都実施要綱」という。）で定める要件を満たし、東京都（以下「都」という。）が認証した施設（認証保育所 A 型及び認証保育所 B 型）をいう。

### (協議)

- 第 3 条 新宿区の区域内（以下「区内」という。）に認証保育所を設置しようとする者は、都に対して設置申請を行うに当たり、都実施要綱が定める必要な書類の写しを添付して、新宿区長（以下「区長」という。）に事前の協議を行わなければならない。
- 2 新宿区内に認証保育所を設置した者（以下「設置者」という。）は、認証保育所の廃止若しくは休止の申請をし、又は重要な認証事項の変更をしようとするときは、都実施要綱が定める必要な書類の写しを添付して、区長に事前の協議を行わなければならない。
- 3 設置者は、職員の配置が基準に適合していることを証するため、毎月初日の状況を次に掲げる書類により報告しなければならない。
- (1) 新宿区認証保育所職員名簿（第 1 号様式）
  - (2) 三歳児配置改善加算確認表（第 2 号様式）
  - (3) 職員異動報告書（第 3 号様式）

### (遵守事項)

第 4 条 設置者は、都実施要綱に定める事項及び東京都認証保育所事業実施細目に定める事項を遵守しなければならない。

### (報告及び指導調査)

- 第 5 条 区長は、設置者に対し、認証保育所の運営等に関して報告を求め、又は職員をして施設に立ち入らせ、実地に調査をすることができる。
- 2 設置者は、前項の報告又は調査に基づき、区長が改善の指導を文書等で行った場合は、速やかに改善の措置を講じなければならない。

3 区長は、設置者が前項に規定する指導に従わないときは、次条に規定する補助を行わないことができる。

(費用の補助)

第6条 区長は、この要綱に基づき運営する認証保育所に対して、別に定めるところにより、予算の範囲内において補助する。

(管外委託)

第7条 新宿区の区域外の認証保育所は、区内に住所を有する児童の入所の申込みを受けたときは、事前に区長に協議するものとする。

2 前項の協議にあたって、当該認証保育所は、事前協議書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて区長に提出するものとする。

(1) 都が発行する認証保育所認証書の写し

(2) 重要事項説明書

(3) その他区長が必要と認めるもの

3 区長は、第1項の協議があったときは、協議の内容を審査し、受託を適当と認めた場合は、同意書（第5号様式）により、当該認証保育所の設置者に対して通知する。

4 第1項の協議は、年度を超えて引き続き受託をする場合にあつては、各年度初めに行うものとする。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 30 年 12 月 26 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。